

西京区役所洛西支所 子育て支援スペース「らくさい きのひろば」 使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に在住する乳幼児及びその保護者（乳幼児及びその保護者が市内に通勤・通学・通園する場合を含む。以下「保護者等」という。）が西京区役所洛西支所1階ロビーに設置された「らくさい きのひろば」（以下「きのひろば」という。）を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(使用)

第2条 保護者等は、親子が集い交流することを通じ、子どもの健やかな育成を図ることを目的として、きのひろばに自由に入り出し、また、設置されている物品等を使用することができる。

(使用時間)

第3条 きのひろばの使用時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(定員)

第4条 きのひろばの定員は、社会状況等を踏まえ、西京区洛西担当区長（以下「担当区長」という。）が別途示す人数とする。

(使用条件)

第5条 きのひろばを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用中、保護者は必ず子どもに同伴すること。
- (2) 使用後は、原状回復のうえ退出すること。
- (3) きのひろばの設備又は設置されている物品を破損、紛失するなど、市に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(使用上の禁止行為)

第6条 きのひろばを使用する者は、次の各号に掲げる行為はしてはならない。

- (1) 水分補給以外の飲食行為及び喫煙。
- (2) 不特定多数の者を対象とした催し等の開催。
- (3) 音楽の演奏などみだりに大きい音を立てる行為。
- (4) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれのある行為。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に使用されると認められる行為。
- (6) 公の秩序を乱し善良な風俗を害するおそれのある行為。
- (7) 政治活動に使用されるおそれのある行為。
- (8) 宗教活動に使用されるおそれのある行為。
- (9) その他担当区長が不適当と認める行為。

(特別使用)

第7条 第3条、第4条及び第6条第1項から第4項については、市と連携した事業等を実施する場合など、担当区長が適当と認めた場合は、この限りではない。

(貸切使用)

第8条 きのひろばの貸切使用を希望する保護者等は、使用希望日の1箇月前から2開庁日前までの平日の開庁時間中（午前9時から午後5時まで）に、電話、FAX、電子メール又は洛西支所地域力推進室総務・防災担当窓口にて、氏名、住所、使用日、使用時間、使用人数及び使用目的を明らかにし、予約を行わなければならない。

- 2 前条の予約が受け付けられた保護者等は、使用日当日までに貸切使用許可申請書兼許可書（別添様式）により担当区長に申請し、その許可を受けなければならぬ。
- 3 同一人が、2日以上に渡って連続して使用を希望するとき又は定期的に使用を希望する場合は、その予約又は申請を受け付けない場合がある。

(貸切使用時間)

第9条 前条の貸切使用は、平日の午前9時から午後5時までの毎時0分又は30分からの30分間を1単位とし、1日につき、連続して2時間まで使用することができるものとする。

(貸切使用許可)

第10条 担当区長は、きのひろばの貸切使用を許可したときは、提出された貸切使用許可申請書兼許可書（別添様式）に必要事項を記載し、押印のうえ、申請者に交付する。

- 2 前項に定める貸切使用許可を受けて使用している場合であっても、本市職員が、きのひろばに入室することを妨げてはならない。
- 3 貸切使用の許可を受けた後に、許可申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を担当区長に申し出て、新たに許可を受けなければならぬ。また、許可申請を取り下げるときは、直ちにその旨を担当区長に申し出なければならない。

(貸切使用許可の取消等)

第11条 災害が発生したとき、庁舎管理上の問題があるとき、許可申請書に虚偽の記載をしたとき、第6条各号の一に該当するとき等は、貸切使用の許可を受けた後であっても、担当区長は、その許可の取消又は使用の制限若しくは停止をすることができる。

- 2 前項の措置によって損害が生ずることがあっても、市はその責を負わない。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

別添様式

課長	課長補佐 ・係長	係 員

「らくさい きのひろば」貸切使用許可申請書兼許可書

西京区役所洛西担当区長宛て	令和 年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
電話番号：	
住所が京都市以外の場合は☑してください。 <input type="checkbox"/> 京都市内に通勤 <input type="checkbox"/> 京都市内に通学 <input type="checkbox"/> 子どもが京都市内に通園	

※ 申請者が、京都市内に在住・通勤・通学又は子どもが京都市内に通園している必要があります。

子育て支援スペース「らくさい きのひろば」使用要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

使用日	令和 年 月 日 (曜日)		
使用時間	：～：	使用人數	保護者 人 子ども 人
使用目的	<input type="checkbox"/> 親子で遊ぶ。 <input type="checkbox"/> 他の子育て世帯等と交流する。 <input type="checkbox"/> その他 []		
備考			

上記申請について、子育て支援スペース「らくさい きのひろば」使用要綱10条の規定により使用を許可します。

令和 年 月 日

西京区洛西担当区長

【区役所使用欄】

【注意事項】

- 災害発生時や管理上の問題がある場合は、貸切使用許可の取消、使用の制限又は停止をする場合があります。
あらかじめ御了承ください。
- 使用者は使用に当たり、許可書を本市担当職員に提示し、その指示を受けてください。
- 喫煙、火気の使用などの危険な行為は禁止します。
- 使用時間を厳守し、使用した物品等は所定の場所に片付けてください。また、ごみはお持ち帰りください。
- 水分補給以外の飲食行為は御遠慮ください。